

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

加西市教育委員会

加西市立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について  
(令和5年5月8日からの措置)

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することによる国や兵庫県の対応指針を踏まえ、加西市内学校における、令和5年5月8日以降の対応方針をお知らせします。

記

児童生徒が...

① 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを自宅待機期間とします。ただし、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる時	⇒	自宅で休養することを検討し、無理をして登校しないようにしてください。

児童生徒が同居する家族等が...

③ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒	本人に症状がなければ登校可能です。ただし、症状がある場合は②のとおりです。
④ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる時	⇒	登校可能です。

※ 感染者が児童生徒・家族等を問わず、「濃厚接触者」の特定は行わないこととなりますので、特に、行動制限や協力要請は行いません。

今後の学校における主な感染症対策について

- (1) 感染状況が落ち着いている平時において
  - ① 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握を行います。ただし、毎日の健康（体温）チェックの提出は求めません。
  - ② 普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼びかけます。
  - ③ 適切な換気の確保を行います。気候上可能な限り常時行いますが、困難な場合はこまめに数分間程度窓を全開にするようにします。

【裏面へ続きます】

- ④ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。マスクの着用は求めないことが基本です。
- ⑤ 給食時の「黙食」は行いません。
- ⑥ 通常の清掃活動とは別に、日常的な消毒作業は行いません。

(2) 感染流行時において

- ① マスクについては、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、着用を強いことは行いません。
- ② 感染リスクの比較的高い学習活動（儀式的行事・部活動・給食等）においては、活動場面に応じて以下のような対策を講じることが考えられます。
  - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
  - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

(3) 感染状況に応じて

- ① 児童生徒の感染が判明した場合は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止期間とします。
- ② 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医等と相談の上、学級単位や学年単位、学校単位で臨時休業を行うこととなります。その期間は、感染経路や感染拡大状況を踏まえて決定します。
- ③ 同居する家族等の感染が判明した場合も、児童生徒に感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止にしません。